# 特許庁 100年の課題 「滞貨」 への挑戦

#### 澤井 智毅 審査第一部長

### 抄録

審査遅延と大量の審査順番待ち案件(滞貨)は、我が国特許庁の発足以来三世紀に渡る最大の 課題であり、残念ながら、日本国特許庁の代名詞ともいえるものだった。特に平成に入り、国際 問題にまで発展し、日米構造協議を通じた対策においても、持続可能な解決策は見いだせなかった。 玉石混淆とも言われた我が国の出願構造と他の主要国に比し小規模な審査体制により、今世紀に 入り、毎年のように5万件以上の滞貨を積み上げ、楽観的に見積もっても審査順番待ち期間は 70ヶ月にもおよぶとの計算ができた。いうまでもなく、国会やプレスを含め、国内外からの批判は 極めて厳しいものがあり、政府機関としての特許庁は存亡の危機を迎えていた。こうした中、需給 バランスを抜本的に見直すべく、実現不能と言われた、料金改革による出願・審査請求構造改革 と、任期付き審査官を含む審査官大量増員策の提案背景とその実現に向けた取り組みを紹介する。

#### 1. はじめに

このたび特技懇編集委員の皆さまから、「平成の 知財史を特集する。そこには滞貨を解消するために 進めた料金改革による出願改革や審査官の大幅増員 策を始めとした総合的施策に是非触れたく、これを 提唱し、その実現に向けて動かれた澤井に是非筆を とってもらいたい」との執筆依頼をいただきまし た。中堅や若手の皆さまからのそうした言葉をいた だいたことに、深く感謝し、人は見てくれているの だなと感じたものです。

一方、米国の名言集のタイトルにも引用される、 スティーブ・ジョブズの言葉に「昨日を振り返るよ り、明日を発明しよう (Let's go invent tomorrow<sup>1)</sup> rather than worrying about what happened yesterday.)」との言葉のあることを思いますと、昔 話に紙面を割くのに躊躇があったことも事実です。 しかし、今回の特集の趣旨や、何より特許庁をその 発足以来苦しめてきた滞貨の弊害とその対策を伝え ることは、将来において二度と滞貨を溜めぬために も重要と思い、筆をとることとしました。話はそれ

ますが、名言集の表紙にinvent (発明) との言葉が 飾られることに、すべからく発明を大事する米国ら しさを感じたものです。

制度発足以来、三世紀に渡り私たちを苦しめてき た滞貨を解消し、今日、私たちは、特許庁の本来的 な役割である特許の品質に力を注ぐことが可能とな りました。これは、発明者・出願人・権利者の皆さ まの満足を高めるばかりか、特許庁職員のやりがい を高めています。民間の調査機関が公表した「働き がいのある企業ランキング」2において、滞貨解消 までは、トップになることとのなかった特許庁が、 官庁・自治体・裁判所・大学などの公的機関のカテ ゴリーの中で、ここ数年トップが定位置になってい ることも、本来的業務に従事できている喜びが、そ の背景の一つにあるのでしょう。

#### 2. 日米構造協議を通じても解消できない滞貨

特許庁は1884年の発足以来、常に滞貨に苦しめ られました。私の記憶が正しければ、年間の審査請 求件数など審査を求められた件数より、年間の最終

<sup>2)</sup> Vorkers (2019)、「働きがいのある企業ランキング」、URL: https://www.vorkers.com/award/



<sup>1)</sup> Jessica Easto (ed.), Let's Go Invent Tomorrow: A Year's Worth of Quotes, Wisdom, and Insight from the World's Most Successful Business Leaders (In Their Own Words series) (English Edition), Agate B2, 2017.

処分件数が多かった年(すなわち黒字)は、20世紀 末までの百年強の間に数年だけであり、それも霞が 関一厳しい行政指導とも揶揄された、審査請求済み 案件の年間数万件規模の出願人への取り下げ要請に より実現したものです。その数年を除き、100年強 も赤字状態が続きました。積み残った案件は、滞貨 として、翌年以降に積み上がり、根雪が氷河となる ように、滞貨件数を増やすばかりでした。氷河は言 うまでもなく後に入庁する後輩達に委ねられてきま したが、一人一人の審査官が欧米特許庁の審査官の 3~5倍の処理を行っても、その年の根雪にさえ届 かない状況が続いたのです。

滞貨とは、審査に着手されない案件であり、病院 で言えば、待合室で診療を待つ患者に相当します。 そうした状態が放置されましたら、強い批判にさら されることは当然です。患者に追われるため、短時 間の診療により、重篤な患者(重要案件)に対する 医療過誤(審査の誤り)もあったかもしれません。 こうした例え話に頼るまでもなく(かつては、こう した例え話が必要でした)、特許権による独占権が 確立していれば、先行投資者の利益が確保できてい たにもかかわらず、独占権が付与されないために、 低廉な模倣品により市場が席巻されるのです。国内 外の研究開発型企業にとっては、死活的な問題であ り、それは医者と待合室の患者との例え以上に、当 該企業にとって深刻なものであったともいえます。

事実、1980年代にプロパテントに舵を切ったば かりの米国から、1990年の日米構造協議最終報告 書において、是正すべき我が国の排他的取引慣行の 一つとして、「特許審査処理期間の短縮を含む特許 審査処理の促進」が挙げられました。具体的な対応 として、日本国政府は、「5年以内に我が国の平均特 許審査処理期間を24か月に減ずるよう最善の努力 を払う」との約束をいたしました。その際、「公正か つ自由な競争を維持・促進することは、消費者の利 益となるばかりか、外国企業を含め、新規参入機会 を増大させるものであり、極めて重要な政策課題で ある」との基本認識が示されました。今でも通じる 認識でしょう。

日米構造協議による合意履行に向け、審査官の大 幅増員(1991年から1995年の5年間で205名の増 員)やペーパーレス計画の実施により、1995年に その目標を達成いたしましたが、それも一瞬のこと

でした。その後も我が国の旺盛な特許出願の増加、 特に審査請求件数の急増は目を見張るべきものがあ り、1994年当時の年間15万件にも満たない審査 請求件数は、2001年当時には年間25万件に達す る勢いでした。これに加え、国際特許出願や早期審 査の急増による審査負担とも相まって、審査処理期 間は、1996年以降、直ちに長期化傾向に戻りまし た。1995年の目標達成は、一瞬の出来事であり、 日米構造協議をしても、持続可能な抜本策を見いだ せなかったのです。

#### 3. 特許庁存亡の危機

日米構造協議の合意履行後の急激な滞貨の増加 は、その数字を見れば明らかです。具体的には、審 査請求件数に対する審査着手件数の年間の赤字幅 は、2000年には約71,000件、2001年には約 58,000件と莫大なものであり、2002年当時の滞貨 は既に50万件を超えるものでした。当時の特許庁 の通常の国内出願に振り分けられる審査着手能力は 20万件程度でしたから、この時点で出願されたも のが審査着手されるまでには、2.5年を要すること は、読者の皆さまであれば容易に計算できることで しょう(滞貨/処理能力)。

当時、「審査処理期間」との語が、正しく国民に理 解されておらず、あたかも審査官が手元に出願資料 を置き、悩み続けている期間ではないかと誤解され ているのではないかと考え、「審査順番待ち期間」と 呼ぶようにいたしました。この言葉は、滞貨を一人 審査官のみの責任ととられがちな当時の誤解を払拭 したいとの思いで造語したものです。実際のとこ ろ、当時の主要全国紙の中には、一面の特集の中で 審査官の技術理解力が足りず判断が慎重になってい るのではないかとの指摘や、別の主要全国紙の一面 コラムには進歩性要件が敷居を高くしているのでは ないかとの批判が相次いで掲載されました。大いな る誤解であることをお伝えすべく、庁内外の関係者 のみならず、プレスの皆さまにも、審査官が技術を 理解し、先行技術を調査し、判断するまでに要する 時間は約半日に過ぎないことを丁寧に説明したこと を思い出します。なお、こうした誤解が解けたと いっても、庁としての責任が免れるものではありま せん。

かつては、上記の通り米国企業や米国政府だけか らなされていた批判は、広く国内からもなされまし た。当然のことです。国会や多くのプレスからも批 判を受けました。例えば、2002年秋の国会審議に おいては、衆院の経済産業委員会だけでも特許審査 の遅延に対する指摘が11名の議員の皆さまから、 計20題以上もなされました。担当補佐として言い 訳の答弁案を国会審議前夜に一晩で20題以上起案 した時のつらさは、当時の班員とともに今でも忘れ ることはできません。翌年の通常国会でも同様であ り、調整課に配属されたばかりの入庁数日後の新人 さえ参考資料の作成に駆り出したほどです。

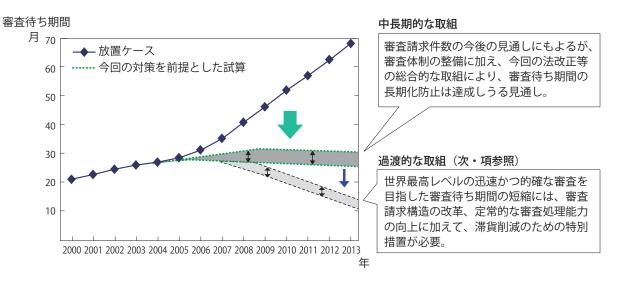
こうした国内の声は、知的財産戦略大綱(2002 年7月) において、「特許等の審査においては、 利用 者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行 うとともに、その審査期間を国際的な水準とするこ とが是非とも必要」との指摘に繋がり、その後制定 された知的財産基本法においても、「所要の手続の 迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備そ の他必要な施策を講ずるもの」(第14条)と規定さ れました。

上記のような約7万件規模の赤字を毎年のように 垂れ流していれば、滞貨、すなわち審査順番待ち件 数が急増し、特許庁審査体制が破綻することは明ら かです。そして、1999年の法改正により、審査請 求期間が7年から3年に短縮されたことから、新旧 両制度による審査請求が重畳的(私たちはコブと呼 んでいました)に成される2003年から2008年に かけて大幅に審査請求件数が急増し、ピーク時には 一年だけで40万件規模の審査請求がなされること は、2002年初頭にも算数で解くことができるほど 明らかなことでした。

このように審査期間は長期化し、楽観的に見積 もっても、2013年には、審査順番待ち期間は70ヶ 月を超えるとの試算ができ、これを公表いたしまし た。この試算は、決して悲観的なものを示したもの ではありません。当時の各種指標のトレンドをその まま映せば、指数関数的に審査順番待ち期間は長期 化し、むしろ特許制度不要論を惹起するのではない かとおそれ、穏当なものを公表したというのが正直 なところです。この試算の前提に関心がある方は 「特許戦略計画」(2003年7月経済産業省特許庁)の 該当ページをご覧ください。70ヶ月といっても、 前提が極めて楽観的であり、本当のところは、ほぼ 特許庁存亡の危機に瀕していたこと、そして、私た ち当時の担当者達の悲壮感に気づいていただけるも のと思います。

この赤字を生む審査請求件数と審査着手件数の不 均衡、いうならば需要と供給の不均衡について、も う少し詳しく説明しましょう。

2000年当時の我が国特許庁への特許出願件数 は、44万件にも迫る勢いであり、世界一の出願大 国と称されるほどの需要を生んでいました。そのう ちの大多数が国内からの39万件近くの出願です。



当時示した審査待ち期間予想図 (特許戦略計画 図 20) ③

<sup>3)</sup> 経済産業省特許庁 (2003) 『特許戦略計画』、22ページ

第二位の米国特許庁が31万件程度(米国内からは 17万件程度)の出願を受理していましたので、我 が国のその数の多さ、とりわけ国内出願の多さに驚 くことでしょう。一方、研究開発投資額を見ますと、 当時の我が国は16兆円程度であり、28兆円を超え ていた米国の半分ほどでした。言い換えれば、自国 民の一つ一つの自国内の出願に至るまでの研究開発 投資額は、日本の場合、約4000万円であり、米国 の1.6億円の四分の一にしか過ぎず、結果として、 全体として小発明や拒絶理由を含む出願が多かった といえます。実際に2000年当時の特許率は、米国 特許庁の72.3%に対し、我が国特許庁は59.4%と 大変に低いものでした。一言で言えば、「玉石混淆 の出願・審査請求構造」であったといえます。民間 の調査機関であれば、先行技術調査には少なくとも 10万円から20万円以上のコストがかかると言われ た時代、特許庁に出願すればそれよりも低廉な値段 で精緻な先行技術調査が行われ、うまくすれば特許 権も取得できるのです。とりあえず特許庁に審査請 求を求めるのは経済原理から必然であり、世界一の 需要を生んだ背景ともいえます。

供給について言えば、我が国には国家公務員総定 員法があり、世界的に見れば、小規模な審査体制で した。それでも、出願は急増し、通常の国内出願へ の審査に加え、激増するPCT出願の国際調査や国際 予備審査の負担、更には、出願内容の高度・複雑化、 一出願あたりの請求項の増加などもあり、それぞれ の審査官が欧米特許庁の3~5倍の審査処理を行っ ても、じり貧の状態であったと言わざるを得ません。

#### 4. 滞貨解消に向けた改革案の起草

こうした状況の中、2001年12月、審査部幹部 の部屋に集まり、滞貨対策について、議論すること となりました。皆で意見を出し合い、ホワイトボー ドに皆の意見を書き込むもので、今日のデザイン思 考の手法に近いものです。

私は、かねてより、滞貨は需要と供給のアンバラ ンスが原因であり、需要(審査請求)に供給(審査 着手)が追いつかないのであれば、需要を抑制し、 供給を増やす施策を講じれば良いと考えておりまし た。このため、書記役を務めつつ、ホワイトボード の中心付近に「料金値上げ」、「審査官大増員」と大

書しました。教養課程で習う程度の経済学で言え ば、供給体制を拡大(審査官増員、外注拡大等)の上、 需要供給曲線の交点(均衡価格)を目指し、料金を 上げれば良いだけの話です。

他にも多くのアイデアが参加者から示され、ホワ イトボードに列挙されていきました。私自身は経団連 への別件の根回しがあったため、この打ち合わせを 中座し、戻ってきた頃には会議も終了していました。

参加されていた先輩から、会議後に打ち出された ホワイトボードのコピーを見せていただきました が、私が大書した「料金値上げ」、「審査官大増員」 の二文字は消えていました。愕然とする私に、先輩 は、実現性が乏しいとして会議中に両案は消された よ、といいます。直ちにくだんの幹部の部屋にうか がい、需給バランスを大幅に改善し、大きな黒字体 質を作らなければ根雪まで到達できず、滞貨の解消 は到底実現しないと申し上げ、両案を中心とした抜 本的な対応策を検討させて欲しい、私自身がその玉 を持つ覚悟にあるなどと、赤面ものの生意気を申し 上げました。

それからが滞貨解消に向けた挑戦です。

まずは審査部内での調整作業ですが、「誰もが思 いつく策だが実現は困難」、「公共料金の倍増は聞い たこともなく、法改正事項、国会を通ることはな い」、「審査体制の強化も国家公務員の定員制限の厳 しい我が国では不可能」とのお言葉を繰り返し頂戴 しました。それでも、必要性を伝え、審査部幹部の 皆さまのご了解をいただきましたが、その後が本格 的な調整作業です。

定員及び料金の所掌は総務課です。まずはカウン ターパースンでありました総務課総括班長の理解を 得た後、総務課長の在席の青色ランプが見えます と、しつこく総務課長室を訪ね、審査の重要性と滞 貨の悲愴的な状況、さらに今後の暗澹たる見通しを 繰り返し説明しました。当初は、審査部幹部達から いただいたと同様、「公共料金の倍増は国会を通る ことはない、審査官の増員も困難、強く求めれば組 織そのものに見直しが求められる」との言葉を何度 も頂戴しました。

事実、当時の特許庁は、審査遅延の問題から、効 率性や生産性の低い官庁ではないかと厳しく見られ、 行政改革の議論の中で、独立行政法人化や民営化の 議論の対象となることが少なくありませんでした。

後に詳しく触れますが、当時の総合規制改革会議か らは、特許審査や審判を国家が行うべき理由は何か、 民営化の可能性はないのかと質されたものです。

話を戻します。総務課長室に繰り返し通い、多く のご指導やご質問をいただきました。定員のロジッ ク、定員当局や法制局の役割や考え方、調整事務の 重要性、多くの薫陶を受けました。これらは、その 後の私の糧になっています。いただいた質問には、 当然のことながら、常に事実を伝えるように心がけ ました。何より、事実を伝えることこそ、制度の本 質や審査業務の課題を正しく伝えることができるも のと考えていたからです。最終的に、総務課長から、 やれやれ、良く通い続けたよ、との微笑みととも に、「理屈は通っている。長官にもご理解をいただ くように説明しなさい」との了解の言葉をいただき ました。

その後、当時の長官からの了解を得るべく、同じ ように何度も長官室を訪ねました。その際、世界最 高水準の審査体制を整備すべく、改革四本柱と銘 打って、①審査官・審判官3割増計画、②アウトソー シング倍増計画、③創造型企業優位の料金体系の導 入、④多様な要請に対応する制度設計を提案いたし ました。①②が体制整備を通じた供給対策、③が料 金改革による需要対策を念頭に置いたものです。特 に、長官には増員と料金倍増を繰り返しお願いいた しました。2002年3月当時のレク資料は、個人資料 として残しておりましたので、下に写しを貼り付け ます。「任期付」、「実費」、「悪平等」等々の手書きの部

「改革四本柱」と銘打った2002年3月の長官レク用の資料

分は長官にご説明する際のポイントを忘れぬように メモしていたものです。次項以降をご覧いただけれ ば、その趣旨をご理解いただけるでしょう。

最終的に、「よくわかった、進めよう」とのお言葉 をいただいたときの喜びは今でも忘れません。その 後、長官のご交替があり、改めて新長官に一から同 様の説明を繰り返しましたが、2002年夏、同様の ご判断をいただき、安堵したものです。

#### 5. 料金改革の実現

長官をはじめ庁幹部のご了解を得た後は、全庁一 丸となり、まずは料金改革に向けて動くこととなり ます。審査第一部調整課の課長補佐が、料金制度に つきまして徹底的に勉強しました。

まず、特許審査に要する実費は、果たしていくら であるのか。全ての特許庁の業務を細分化し、個々 にかかる費用を調べました。莫大な作業量です。ま して、審査請求料の値上げを目指す立場の人間が、 これを行うとお手盛りとの批判を受ける可能性があ ります。そこで庁として第三者の大手総合シンクタ ンクに依頼し、庁内に常駐してもらい、つぶさに業 務を分析していただきました。結果は、審査一件あ たりに要する実費は、30万円弱であったと記憶して います。ここには、審査官の人件費のみならず、サー チシステムの開発費用や、検索外注費用、Fターム や分類付与業務等々が含まれた額です。当時の審査 請求料が、約10万円 (84,000円+2,000円×請求項

> 数) でしたので、特許庁は審査を すればするほど、赤字になる料金 構造でした。実費の三分の一近く の金額で公的サービスが提供され ていたのですから、誰もが使わ にゃ損々と、世界一の出願件数、 審査請求件数となることは当然で す。先行技術調査事業という民需 が育つはずもありません。では、 一件あたり20万円ほどの差額を、 何で補填していたのか、それは特 許付与後に徴収する特許料(年金) です。当時の特許権は、平均的権 利(平均維持期間9年、請求項数 7.6項)の場合、一件当たり約36

万円の特許料を徴収しており、それによって、種々 の事務業務やIT化に係る経費をまかなうとともに、 審査請求に係る大幅な赤字を補填していたのです。

特許料(年金)とは、明治時代に採用された料金 施策です。欧米列強に比べ技術力の劣る我が国とし ては、ひとたび特許を付与したとしても、可能な限 り速やかにその特許権が解放されるよう促すことも 必要でした。そこで、権利付与後に、多額の料金を 徴収し、権利期間が長くなればなるほど指数関数的 に高額にするようにしたのです。簡単に言えば、ア ンチパテント的な料金体系です。

また、その弊害は、特許率の高い出願人と低い出 願人との間に不平等を生じさせていました。すなわ ち、特許率の高い出願人の納付する高額な特許料に より、特許料の低い出願人の審査費用を補填する構 造となっていたのです。2000年当時の我が国の特 許率が59.4%であったことは上で述べましたが、 当時の審査請求件数上位10社を見てみますと 54.8%であり、それ以外の出願人の平均が60.8%と 比較しますと6ポイントも低く、大企業の審査請求 にかかるコストを中小企業が支える逆累進状態が長 く続いていたともいえます。

そこで、出願人間の費用負担の不均衡、悪平等を 是正するとともに、プロパテント的な料金体系とす べく、特許料を大幅に減額し、その分、審査請求料 を実費に可能な限り近づけようとのロジックといた しました。米国の料金体型も参酌し、さらに審査請 求構造改革にも資するよう、価格弾力性(価格変動 に対し需要が変化する度合い) が強く期待できるよ う審査請求料を20万円ほど(168,000円+4,000 円×請求項数)に倍増し、特許料は平均的権利の場 合、上記の36万円から16万円に大幅に減額する案 といたしました。

こうした特許関係手数料抜本改定策を持ち、審議 会に特許制度小委員会を立ち上げ、調整課自らが事 務局として資料作成や委員への根回しを行いまし た。上記の出願人間の費用負担の不均衡を是正する とともに、プロパテント的な料金体系を目指すとの 趣旨は、委員の皆さまからも賛同をいただきました。

根回しの過程で、米国の料金はそれほど高くない のではないか、平均請求項数が日本の3倍もある米 国と比較するのはフェアではないのではないかとの 意見もいただきました。米国の料金体系は、基本料 金を低く抑え、各種のサービスに応じて従量制をし く、極めて複雑なものです。出願人の平均的な振る 舞いを分析し、請求項数、独立請求項数、公開請求 の是非、応答回数、応答期間、権利存続期間等々の 平均値やモードを調べ上げ、平均的な出願人の振る 舞いを明らかにした上で、審査に係る費用を算出し ました。デザイン思考の走りかもしれません。同様 の手法を欧州特許庁にも当てはめて計算をいたしま した。結果、米国の審査請求料相当額は当時の日本 の2倍強、欧州は日本の4倍強との結果が出ました。

また、米国の特許請求の範囲の記載要件では、複 数請求項を引用する請求項をさらに複数で引用する ことを禁じています(いわゆるマルチ・マルチの禁 止)。一方、我が国では、マルチ・マルチでの請求 項の引用が可能であるため、一つの請求項に無限の 組み合わせ発明を包含することは原理的に可能であ り、同じ発明の数であっても、米国より少ない請求 項で表現ができます。そのため、我が国の平均請求 項数は、当時7.6項と当然に少なく記載でき、上記 の指摘にも繋がりました。そこで、米国型の制度で あれば、我が国の平均請求項数はどれくらい増える のか、具体的な出願をランダムに多数抽出し、特許 請求の範囲の記載を人海戦術で確認いたしました ら、なんと平均して50項を超えるものとなりまし た。一件当たり米国の倍以上の数の発明の審査をし ていた計算になります。

制度を表面的になぞるだけでは、それぞれの国々 の制度を正確に理解することはできません。制度改 正を進めるには、主要国の制度を制度利用者の立場 に立って、しっかりと勉強することの必要性を痛感 したものです。

単身、弁理士会を訪問し、会長、副会長の皆さま に説明をさせていただいた際にも、上記の料金改革 の趣旨を伝えるとともに、我が国の特許関連の料金 相場を見直す契機となるのではないかと申し上げま した。庁への手数料のみならず、ライセンス料や損 害賠償額など、何れの費用も、他の主要国に比べ低 く、代理人への手数料も同様ではないかとの思いを 正直に伝えたところです。さらに、関連の実費の相 場をあげることにより、より特許の質や価値を高め ることができ、これこそ、発明奨励を促し、結果と して日本の発展に繋がるのではないかともお伝え し、ご理解をいただきました。

象徴的なできごととして、与党調整における関連 部会において、「公共料金ともいえる審査請求料の 倍増をユーザーが本当に納得しているのか。庁が何 らかの圧力をかけているのではないか」との指摘を 受けました。さらに、「庁の言い分が正しいのか、 主要な四つのユーザー団体から意見を聞きたい。こ の際、特許庁職員がいると、本音を言わないおそれ もあるので、長官以下庁職員は全員退席するよう に」と急遽命ぜられました。異例なことです。各ユー ザー団体の方々が、どのように回答するか、会議室 の外から、耳をそばだてたものです。幸いにも、全 てのユーザー団体代表は、異口同音に「特許料を大 幅に減額し、審査請求料を倍増するとの考えは、出 願人間の費用負担の不均衡を是正するとともに、プ ロパテント的な料金体系、庁の考え方は正しい」と 回答されていました。

このやりとりこそが、国会のご了解をいただく上 でのターニングポイントとなり、2003年5月、審 査請求料の倍増を含む特許関係手数料の抜本改定に 繋がる改正法が成立致しました。

後に詳しく述べますが、同改正法施行後の2005年 以降に特許出願件数は減少に転じ、目論見通りに出 願・審査請求の量から質への転換を促すことができま した。教養程度の経済学でも、十分に通用したのです。

### 6. 審査官大量増員の実現

次は供給体制の増強策です。

国家公務員総定員法のある中、我が国には厳格な 定員制限があります。当然に特許庁も例外ではあり ません。各府省ともに、自省・自庁の任務が最も重 要であるとして、しのぎを削るものです。国会の審 議において、議員の先生から事前通告として、「審 査遅延には審査官の増員が必要ではないか」との暖 かいお言葉をいただき、深夜のうちに急ぎ答弁案と して、「先生ご指摘の通り、審査官の増員に努める」 と起案をしたとしても、未明の各省協議において、 定員及び予算当局から、「審査体制の整備に努める」 との赤が入るのが常でした。「増員」は軽々に使えな い言葉でした。

さらに言えば、国家公務員の総定員に制限がある 以上、いずれかの省庁の定員が増えますと、その分、 別の省庁の定員が削られることとなります。他省庁 への影響を避けるため、国家公務員としての定員の 枠外に置くこと、すなわち独立行政法人や民営化の 是非が問われることとなります。上でも少し触れま したように、郵政民営化の議論をもリードした当時 の総合規制改革会議からは、特許審査や審判を国家 が行うべき理由を質され、民営化の是非について問 われたものです。急ぎ、徹夜をして資料をまとめた ことは当然のことです。幸いにも、資料で示した理 由を同会議に理解していただき、民営化議論から外 れたことは、公正中立を旨とする特許制度を守った との強い達成感を感じたものです。

その際主張し、総合規制改革会議からもご理解を いただきました、「特許審査を国が行うべき理由」 は、今日でも通じる論と思い、将来にも備え、その 際主張した考え方の概要を以下に記します。

総論として、特許権は憲法が保障した個人の財産 権の一つであり、これは他人の行動を制約するもの であることを述べた上、各論として、①特許審査は 国家の基本政策である「知的財産立国」実現の根幹 であり、その一翼を担う審査は国が行うべきこと、 ②「公権力の行使」という業務の性格から、その判 断には裁判に準じた公平・中立が求められ、独立し た行政庁として、審査官・審判官には高度な資質が 求められるとともに、その判断に対する他人からの 影響力は排除されなければならないこと、③日本国 特許庁は、制度調和等の国際的議論で主導的な役割 を担うだけではなく、特許協力条約 (PCT) 上、国 際調査機関、国際予備審査機関として位置づけられ ていることなどを述べました。

この時、急ぎ勉強し、かき集めた各種資料は、そ の後に万一にも独立行政法人化や民営化が問われた



書棚に置く「特許審査を国家が行うべき理由」などの古い個人用 ファイル

ときに備え、異動のたびに持参し、書棚に残してい ます。

このように組織体制を堅持しながら、定員を要求 することは容易なことではありません。事実を伝 え、賛同者を増やす他ありません。こうした思いか ら、審査順番待ち案件(滞貨)に圧倒される当時の 悲観的な特許審査の将来見通しや、主要国特許庁の 状況、特許制度そのものの重要性や意義を、総務省 や財務省などの定員当局に繰り返し丁寧に説明しま した。総務課と調整課が強力なタッグを組むことに より、一歩ずつ前に進んでいるような状況でした。 当時の総務課、調整課の関係者の皆さまとは今でも 機会を見つけ懇意にさせていただいております。本 当に素晴らしいメンバーの集まりでした。深く感謝 しています。

この際、自ら審査請求料の倍増という、国会や ユーザーの理解を得る上で、いばらの道を突き進む 当庁の対応に、総務省や財務省の担当者等も「そこ までするのか」と我々の本気度を理解してくれたよ うです。最後の砦は、長官と総務省行政管理局長と のトップ会談でした。当時の行政管理局長から、「審 査官増員の必要性は理解するが、北朝鮮万景峰号の 入港規制やSARS (重症急性呼吸器症候群)対策に向 け、これらに関係する省庁の増員が優先する」と指 摘されたところ、当時の長官は「両問題が日本の発 展の将来を左右するものではない。日本の持続的な 発展には、特許庁の審査官の増員が急務しと回答さ れました。この長官と行政管理局長との会合に加 え、当時の知的財産戦略本部の民間本部委員であ り、我が国産業界の経営層を代表する野間口三菱電 機社長(当時)と御手洗キヤノン社長(当時)のお二 人が、審査官増員を直接に小泉総理大臣(当時)に 依頼したことが、奏功しました。

その後、我が方の要求の通り、審査官の通常定員 の大幅増員と任期付審査官の5年500名の大増員を 認めていただきました。なお、先に挙げた当時の資 料を良く見ていただければ、気づくかと思います が、当初の改革四本柱には、審査官増員規模を350 名として説明いたしました。それは、かなり楽観的 に見積もった将来見通しに基づくものです。当時の 窮状を正直に長官にお伝えする中で、350名でも足

りないことに長官に気づいていただき、最低限必要 な増員規模は500名であるとして、政治に対して もご説明をいただきました。私にとっては、当時の 長官の政治力と行動力に敬服するとともに、上記の 両企業首脳とともに足を向けては寝られない人たち との思いを今でも持っています。

2004年春、こうした定員の大幅増員により、通 常採用(国家公務員 I 種(現・総合職試験)合格)の 特許審査官65名と任期付き職員法に基づく特許審 査官95名の合計160名の新たな仲間を特許庁に迎 えることができました。増員規模は、なんとネット で一年だけで135名という数字でした。

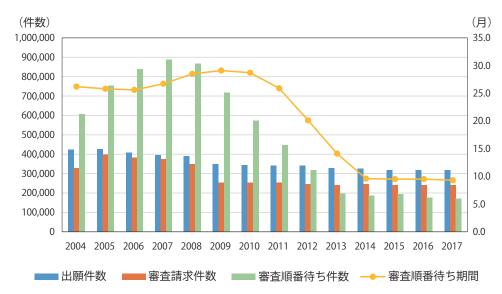
当時、筆者は、ある経済誌から「特許審査の迅速 化」と題する寄稿を求められました。経済誌から、 こうしたタイトルの寄稿を求められることこそ、当 時の当庁への関心が何れにあったかご理解いただけ るでしょう。的確性に対する審査官としての矜持も あり、「迅速かつ的確な特許審査に向けて」と題を付 け直し、寄稿したことを良く覚えています。この中 で、「任期付審査官を、単に審査順番待ち期間の短 縮のために期待するだけでは、制度の深みがない。 国家公務員I種試験を通じて採用される一般の特許 審査官に対し、ともすれば彼らが不足する民間的な 現場感覚や発想等を伝承させ、産業政策たる特許審 査をより国民のニーズに則したものとしていくこと が肝要であろう。」40と任期付き審査官への思いを 書かせてもらいました。その後の10年を通じ、審 査官相互に補完し、相乗的に役割を高める現状に、 多様な採用形態の意義に多くの方が気づかれている ものと思います。こうした思いは、2013年に改め て任期付審査官制度を継続させる上で、私自身のモ ティベーションとなりました(後掲)。

## 7. そして、10年後、FA11の達成と任期付 審査官制度の継続

以上の通り、2002年に提案し、2003年度に実 現した、料金改革や審査官増員、検索外注の拡大な どの総合的施策による、その後の10年について、 説明します。多くの読者にとっても、記憶に新しい ことでしょう。

<sup>4)</sup> 澤井智毅 「迅速かつ的確な特許審査に向けて」 株式会社ダイヤモンド社 IP & Technology 2004-5 号 10-11 頁、2004-6 号 10-11 頁

上述の通り、20世紀 から今世紀初頭にかけ て、ただただ右肩上がり であった、出願件数と審 査請求件数は、料金改 革による厳選効果を生 み、思惑通りに2005年 以降減少傾向に転じて います。少なからずの価 格弾力性があったとい えるでしょう。そして、 審査着手件数は、個々 の審査官の日々の頑張 りに加え、大幅増員に より採用された審査官



出願請求構造改革・審査官大量増員後の出願件数、審査請求件数、 審査順番待ち件数、審査順番待ち期間の推移

らの成長に伴い、漸次増加いたしました。需要と供 給のバランスが好転し、これにより、最大90万件に まで達していた滞貨が、2013年には20万件を切り、 審査順番待ち期間は10ヶ月台まで短縮することがで きました。これは、2004年の知的財産推進計画で示 された、審査順番待ち期間を「10年後には、世界最 高水準である11ヶ月を達成する」との長期目標(いわ ゆる「FA11」)を達成したことに他なりません。

くしくも、FA11を達成すべき最終年度に調整課 長に任ぜられ、審査部門の責任課の長として、 FA11の実現を見届けることができました。補佐時 代に蒔いた種が10年の後に大きく花開き、これを 課長として見届ける、運命的な巡り合わせですね、 と言ってくれた後輩がいます。そのときの長官から は、霞が関で長期の数値目標を実現することは珍し いこと、是非祝賀会を開こうと言うことで、審査の 現場で長く汗を流された審査部の全管理職に参加を いただき、この10年を祝いました。

なお、その推移を見ますと、対策を講じた場合の 当時の見通しに、かなり近い結果となりました。言 い換えれば、あの時、対策を講じていなければ、審 査着手時期は、上でも触れたとおり、楽観的に見積 もっても、2013年時点で審査請求後70ヶ月、その トレンドを考慮すれば2019年時点で100ヶ月を超 えていたでしょう。FA100月をユーザーは受け入 れるでしょうか。ドッグイヤーと言われて久しい今 日、発明者の多くは研究を終えているかもしれませ ん。製品は既にコモディティ化の波に完全にのまれ ていることでしょう。知的創造サイクルは何ら加速 せず、特許法の目的である発明奨励機能は発揮され ることもありません。特許制度も特許庁も、その存 在が問われていたことでしょう。

順調に滞貨の解消が進む中、同じ時期、大きな課 題に直面します。それは、2003年度に確保した任 期付き審査官の定員を、2014年以降暫時返還して いかなければならないとの定員当局との約束です。 当時の約束は、最大90万件にも達するであろう滞 貨を解消するために、過渡的に莫大な定員が必要と の論で、特別に500名近くもの任期付審査官の定 員を認めていただいてのものです。

定員当局とすれば、滞貨が解消し、長期目標の達 成に目処がついた以上、約束通りに定員は返しても らうとのスタンスです。仮に500名の定員を失え ば、国際特許(PCT)出願に関する業務が増加する 中、改めて滞貨を積むことは明らかです。加えて、 長期目標の実現に向け、審査官はそれぞれに背伸び をして頑張りました。ここで一気に定員を失えば、 審査官は疲弊し、過度に背伸びを続けることによ り、品質の低下を招くことも明らかでした。

そこで、特許権の品質や安定性の向上、グローバ ル化に伴う国際特許出願の急増、そして何より知財 を強化する主要国が審査官の定員を拡大する中、我 が国だけが定員を大きく減らすことの世界への誤っ たメッセージを強く危惧し、改めて定員の要求をす ることといたしました。

調整課長と以前の同課補佐とは立場が変わりまし

たが、筆者にとっては10年前と同じ作業です。公 文書管理の視点から、10年前の資料の多くは調整 課には残されていませんでしたが、当時起草した 「特許戦略計画」(2003年7月経済産業省特許庁)や 当時の長官に最初に説明した上記の資料などは、私 の手元に個人資料として残り、その他の多くの事項 は私の記憶にとどまっています。改めて、長官に、 定員確保に向けた過去の経緯とその必要性をお伝え し、ご理解をいただきました。これにより、庁一丸 となって、関係府省との調整も行うことができまし た。長官からは、前回は500人弱、今回は500名、 定員の復活だけではなく、少し増やすことができた ね、との言葉もいただきました。

2013年当時の米国特許商標庁の審査官が7928 名、ついぞ10年ほど前までは我が国より小規模で あった中国国家知識産権局が6827名の審査官を擁 し、さらに両国ともに毎年のように1000名規模の 増員を進める中、その四分の一以下の審査官数 (1701名)である我が国が定員を減らしても良いの かとの論が、第一に国会や世論に通じました。そし て、第二に、より重要で高度な国際的な出願にも繋 がる国際特許 (PCT) 出願の急増と、その先行技術 調査報告書や国際予備審査報告書などの作成負担の 大きさが、実務的に定員当局に通じたと考えていま す。結果として、任期付き審査官の定員を守ること ができ、多くの優秀な審査官に改めて特許庁の門を くぐっていただきました。

これは、制度創設者である高橋是清初代特許局長 (後の第20代内閣総理大臣)の「審査官ハ其待遇法 ヲ殊ニシ終身官ト為シ之ニ獨立ノ地位ヲ与エ5」(審 査官はその待遇法を殊にし、終身官と為し、これに 独立の地位を与え6)との思いにも通じるのではな いでしょうか。

## 8. 量から質、国際化と付加価値が重視される時 代へ

90万件にもおよぶ滞貨を解消し、確保された大 幅な定員も引き続き維持することができました。出 願人による出願厳選の流れは2005年以降、大きく 変わることはありません。このため、国内通常出願 の年間着手件数は、特許庁全体として最大時の37.8 万件(2010年)から、今日では23.3万件(2018年) まで、減じることが可能となり、これにより、審査 の品質の向上はもとより、同時期に3.2万件(2010 年) から5.0万件(2018年、推定件数7)と急増する 国際特許 (PCT) 出願に係る国際調査報告書 (ISR) や 国際予備審査報告書(IPER)の作成に審査官のリソー スを大きく振り向けることが可能となりました。特 に、国際特許出願は、グローバルな権利取得に資す るものであり、一般には通常出願より重要かつ高度 な内容であることが少なくありません。研究開発や 企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイ ノベーションと企業収益の増進を図るため、海外を 含む知的財産戦略の重要性が一層増す中、特許審査 官に求められる期待も拡がっています。

2014年3月、FA11の長期目標の達成が確実にな る中、特許審査部は「世界最速・最高品質の特許審 査の実現に向けて-FA11達成後の特許審査の基本 方針-」を発表しました。担当課長として、5年後 10年後にも通じる論とすべく、一つ一つの文章に 意を配りました。庁全体としての基本方針と認めて もらえるよう、当時の長官にも見ていただき、多く の赤とご意見やご質問をいただきました。

方針の柱は、読者の多くも認識されている、「1.後 戻りすることなく迅速性を堅持する。2.ユーザー ニーズに応えた質の高い権利を設定する。3.海外特 許庁との連携・協力を強化しながら世界をリードす る。」です。

特許庁の歴史の中で過去二度の滞貨対策(審査請 求制度の導入、日米構造協議対応)がありましたが、 常に一過性のもので終わり、後にリバウンドとして 滞貨を積み上げてきました。滞貨がある限り、処理 に追われ、本来業務である質の高い権利設定も、国 際協力を通じた我が国のプレゼンスも発揮できませ ん。特許庁の存在意義を示す上で、二度と滞貨を積 み上げてはならないのです。

世界の多くの国々で知財制度の役割が認識され、

<sup>5)</sup> 特許庁編 「高橋是清氏特許制度ニ関スル遺稿集 (全7巻)」 第6巻

<sup>6)</sup> 澤井、大熊、道祖土「審査官の矜持」特技懇誌第253号101頁

<sup>7) 2018</sup>年の国際調査報告 (ISR) については公表 (47,934件) されているものの、国際予備審査 (IPER) については未公表ゆえ、IPER作 成件数が例年2,000件程度であることから、計5.0万件と推定した。

グローバルな事業展開を保障し、イノベーションを 促進するために、国際的にも信頼される特許権の利 活用がより重要となっています。上記の基本方針で は、「世界に通用する有用な特許権には、後に覆る ことのない強さと、発明開示に見合う広さが求めら れる」として、「『強く・広く・役に立つ特許権』を付 与していくことを内外に明らかにする」といたしま した。「役に立つ」との文言に多くの指摘を庁内から もいただきましたが、利活用の重要性を伝え、理解 をいただきました。特許庁の審査部の各所に掲示さ れ、「強く・広く・役に立つ特許権を設定します」を はじめとした品質ポリシーは、こうした思いから策 定されたものです。

ここ数年、就職関連の民間調査機関による各企業 や組織の総合評価ランキング8では、官公庁部門に おいて、特許庁はトップであり、部門を超えた日本 全体の法人や官庁の中でも常に上位にいます。この ランキングは、職員の口コミを基本とするものです。 口コミを見ますと、人材育成の充実や風通しの良い 組織に加え、審査官の本来業務である的確な審査と 国際協力に貢献できることを挙げる者が少なくあり ません。これら肯定的な多くの要因は、滞貨がある 限りは、何れも犠牲になっていたものでしょう。

平成の前半、滞貨や審査遅延により、国内外のユー ザーのみならず、国会やプレスからも厳しい批判に さらされました。庁の存亡も問われました。平成の 後半は、審査官個々の活躍に加え、料金改革による 出願‧審查請求構造改革、審查官增員、外注拡充、 情報技術化支援等の総合的施策により、滞貨を大幅 に解消し、世界最高水準の迅速性を確保しました。

Let's go invent tomorrow……. 令和の時代を迎え た我が国は、一方で人口減少局面という大きな課題 に直面し、生産性の向上が我が国の最大の課題に なっています。多くの識者が、生産性を向上する上 で、旧来のビジネスモデルに固執せず、より高い付 加価値を実現できるように、技術の向上、新たな分 野への進出が必要9であり、新規参入企業の革新的 なアイデアの保護が求められる100と述べています。

製品やサービスの付加価値を高め、革新的なアイ デアを保護する仕組みとして、知的財産制度は、一 層重要になることでしょう。「プロパテント・プロイ ノベーション | を目指す米国や「知財強国 | を目指 す中国のみならず、多くの国々の間で知財制度の充 実に向け、制度間競争が起きています。こうした時 代こそ、知財基本法や特許法第一条等の法目的に立 ち返り、発明や創作を担う発明者や利活用を担う権 利者の立場を踏まえた施策が重要であるとともに、 上記の世界にも通用する「強く広く役に立つ権利」 が真に求められる時代を迎えることとなります。

ホワイトボードから消された、「料金値上げ」、「審 査官大増員」との語に、若輩ながらもこだわり、生 意気にも幹部に直接談判した日々を懐かしく思い出 します。幹部や上官に直接具申し、それを認める経 済産業省や特許庁の伝統と度量に感謝したもので す。以来、風通しの良い組織、役職や年次を超えて 皆が本音をいえる組織の重要性を痛感するととも に、何より熱意があれば歴史的な課題でも解決でき るのだと言うことを、強く学びました。滞貨のない 健全な特許庁が永続し、高橋是清が求めた「永遠一 流」11)が真に実現することを祈りながら。

## **Profile**

### 澤井 智毅 (さわい ともき)

昭和62年4月 特許庁入庁 (審査第三部産業機械)

平成3年4月 審查官昇任

> 電子計算機業務課機械化企画室 4年2月

6年4月 総務課企画調査室

米国カリフォルニア大学デービス校 8年7月

国際課長補佐 (国際調整班長) 9年7月

11年4月 電業課長補佐 (調査班長)

12年10月 審判官(第14部門)

13年10月 調整課長補佐(企画調査班長)

ジェトロ・ニューヨーク、知財研ワシントン 17年6月

事務所長

20年7月 総務課情報技術企画室長

22年4月 審査第二部審査監理官(動力機械)

23年1月 総務部国際課長

24年7月 審查第二部上席審查長(生產機械)

25年7月 審杳第一部調整課長

27年7月 審查第二部長

審査第一部長 (現職) 28年6月

<sup>8)</sup> Vorkers、前掲註(2)

<sup>9)</sup> 伊藤元重 (2019年3月10日) 「実感なき景気拡大」 『読売新聞』

<sup>10)</sup> リー・ブランステッター (2019年3月18日) 「経済教室、戦後システムの名残一掃を」『日本経済新聞』

<sup>11) 「</sup>高橋是清氏特許制度ニ関スル遺稿集(全7巻) | (特許庁編) の第6巻には、「公衆ヲシテ特許局ハ其固定セル所ノ主義方針ノ永遠一流ナ ルコトヲ信セシムルヨリ善キハナシ」(特許局はその固定した主義方針が永遠一流であることを公衆に信じてもらうより善いことはな い)」と記載されている。